NPO 法人 FirstStep

親の勉強会に関する会費等規程

(目的)

第 1 条 この規程は、この法人が提供する支援プログラムのうち、「親の勉強会」の参加者が、この法人の親の勉強会事業(定款第 5 条 (1) にあたる事業)の運営および関連する諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

(性格)

第2条 この法人の「親の勉強会」は、この法人の根幹をなす事業である。この事業をもとに定款第5条に関するその他の事業が推進されるものである。

したがって、この法人が提供する支援プログラムの利用者は、基本的に親の勉強会の継続的な参加者となることが望ましい。

(勉強会参加者の範囲と義務)

第3条 勉強会参加者は、規定の勉強会費を納入しなければならない。また、当法人の個別 支援を受けていて、かつ個別対応利用会員となった場合も、勉強会に参加することを前提と し、勉強会参加者としての勉強会費を納めなければならない。個別対応利用会員が勉強会の 休会、もしくは退会を希望する場合は、理事長の許可を得なければならない。

(勉強会費)

第4条 勉強会参加者の勉強会費は、次の通りとする。

(1) 利用会員(1家族あたりにつき)

前期(4月~9月) 会費18,000円

後期(10月~翌年3月) 会費 18,000円

ただし、新しく参加する参加者については、初回納付金額はお試しとして 3,000 円、翌月から月割計算にて算出した 1 期分の残り金額を納めるものとする。

なお、勉強会費については、いったん納めた会費は欠席や休会があったとしても基本的に 返金しないという立場を貫いている。それは当法人が任意団体であったころからの方針と して、都度払いではなく、年半期ごとの支払いとすることで、「親の積極的な取り組みを覚 悟してもらう」という強い思いが込められたものである。

(2) 勉強会のお試し参加会費

事前面談を済まされた方で、その後、勉強会に参加されるかどうかを判断するために、一度だけ、勉強会にお試し参加ができる。1家族あたりの参加会費は3,000円とする。

(3) 勉強会支援スタッフなどについて

ひきこもり・不登校に関する支援員と当会に理解ある一般人、さらに以前、当会の会員で あって問題の解決されたご家族、および当事者の方で当会を積極的に支援してくださる方、 については会費を不要とする。

ただし、スタッフとして参加するにはあらかじめ理事長、または他の理事の承認を必要と する。

(会費の納入)

第5条 勉強会費は、前期は3月末までに、後期は9月末までに、6か月を前払いするものとする。支払いは、次の口座に振り込みにて行う。

GMO あおぞらネット銀行(0310) 法人第二営業部(102)

普通 1738018

特定非営利活動法人 FirstStep トクヒ)フアーストステツプ

(役割)

第6条 会員、スタッフは、次に掲げる事項の遵守につとめなければならない。

- (1) 参加者から得た個人情報保護の厳守
- (2) 多重関係についての配慮
- (3) 参加者、スタッフは勉強会においてポリフォニー(多声性:さまざまな声が共存すること)を尊重し、全ての者が対等の立場で多様な意見を語り合い、より具体的な解決方法を模索していくものとする。

(休 会)

第7条 勉強会参加者は、病気・海外赴任・災害等により、参加者としての活動が著しく困難な場合、理事長に休会の申し出を行うことができる。この申し出が適当と判断された場合、1年以上2年以内の期間に限り休会扱いとなることがある。

また、休会中の参加員に対しては、すでに収めた会費について返金はしない。休会中の会員は、申出により理事長の許可が出れば、いつでも会員に復帰することができる。新たな勉強会費については前期、または後期の会費の月割計算にて算出した金額を納めるものとする。休会期間が2年を超えた場合は、理事長の判断にて退会したものとみなされることがある。

(退 会)

第8条 勉強会参加者は、どの時点においても理事長に退会の申し出を行うことができる。 ただし、退会の可否は、退会理由の説明を受けた理事長の判断によって決まるものとする。

また、退会者に対しては、期間中に退会する場合でも、すでに収めた勉強会会費の返金は しない。退会した元参加者は、申出を受けた理事長の判断により、勉強会に再び参加するこ とができる。新たな勉強会費については前期、または後期の会費の月割計算にて算出した金 額を納めるものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程は、総会の議決によって変更することができる。